



一般社団法人 日本検査機器工業会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-2-5

TEL: 03-3288-5080, FAX: 03-3288-5081

エックス線検査装置をご使用の
食品、アパレル、物流、セキュリティ、品質管理等
安全管理ご担当者 様

2019年6月
一般社団法人 日本検査機器工業会

「第25回エックス線機器取扱者のための安全講習会」のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私ども（一社）日本検査機器工業会は、エックス線・磁気・浸透・渦流・超音波などの検査機器製造・販売会社で構成されている工業会です。

貴社に於かれましては各種ご使用機器の稼働につきまして安全管理のもと実施されておられることと存じております。最近では食品異物検査のためエックス線検査装置が多く利用されてきております。

本講習会のカリキュラムでは、特に放射線が生物に与える影響をきめ細かく解説しており、職場の安心・安全に役立ちます。

- エックス線検査装置は安全に取り扱われることが重要であり、装置の据付け設置時にメーカーから取扱と注意事項を修得することで終わっているのが現状ではないかと存じます。これはその後、事業者が教育をしたいと思っても教育や講習の場が無いことが指摘されます。

当工業会では、この問題の解決のため「エックス線機器取扱者のための安全講習会」として教育の場をご提供することとし、毎年2回開催致しております。

受講者アンケートから

- ・安全に対する最低限の守るべき内容は理解できた。
- ・良く分からないまま、操作だけ教えてもらっていたので良かった。
- ・X線の防護の教育があったから役立ちそう。
- ・X線の発生原理、危険性を学ぶことが出来て良かった。
- ・原理から人体への影響、対策まで学びたいと思っていた内容が網羅されていた。
- ・従業員からの不安な声に対しても適切に対処できそうな感じがある。
- ・これだけの情報を独学で学ぶことは難しい。

*ここに別紙パンフレットを添えてご案内を申し上げます。

敬具

●取扱安全教育の必要性についてご存じですか？

「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない」（労働安全衛生法第19条の二）（官公庁は人事院規則）

エックス線装置は使用を誤ると人体に危害を及ぼします。
そのため、定期的な安全教育は必要です。

●安全管理は実施できていますか？

- ・安全管理の知識を持った責任者はいますか？
- ・組織的・定期的な安全管理は実施できていますか？
- ・管理者の教育は実施できていますか？

●安全教育を実施されていますか？

装置の据付け時にメーカーから取扱と注意事項を修得することで終わっていませんか？

取扱者も替わりますので、その後の教育が大事です。教育レベルを維持することも必要です。

しかし、事業者が教育をしたいと思っても教育や講習の場がありませんでした。エックス線作業主任者の資格のための教育講習は原子力発電所等を想定しているためレベルが高過ぎます。

問題の解決のため当工業会は、ボックス型装置に限定した範囲で必要な知識に限定したやさしい教育の場を提供しております。それが「エックス線機器取扱者のための安全講習会」です。

例えば、食品等の異物検査用エックス線検査装置は簡便且つ高性能であり、食品吸収線量が食品衛生法で規定される0.1グレイ以下より低い照射線量です。電離放射線障害防止規則で定められている外部への漏洩線量が3ヶ月で1.3ミリシーベルト以下になるように設計製造されていますので、エックス線作業主任者の選任は必要ないとされております。

しかし、最低限の知識と、定期的教育は安全管理上では必要です。

正確な知識がないために、過敏に業務拒否をされた例もあります。

「エックス線機器取扱者のための安全講習会」に是非ご参加ください。

今や、世の中はさまざまな分野で安全管理が問われております。製品そのものばかりでなく、装置の使用者の安全確保も重要です。日本検査機器工業会はエックス線などの非破壊検査機器メーカー団体です。事故の未然防止のため、事業者は無論のこと機器メーカーとしても貢献していかなければならないと考え、非営利目的で定期的に開催し、ご好評をいただいております。

お問合せ先：

試験片・講習会事務局 担当：高杉

住所：東京都千代田区神田神保町3-2-5 九段ロイヤルビル 3F

Tel: 03-3288-5080、 ホームページ：<http://www.jima.jp>

「第25回エックス線機器取扱者のための安全講習会」ご案内

一般社団法人 日本検査機器工業会

労働安全衛生法第19条の二では「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない」としています。

当工業会ではエックス線機器を扱う職場における安全教育のお手伝いをするため、12年間に渡り講習会を開催し、多くの受講者から好評を得ております。是非ともご参加をお願い申し上げます。

尚、講習内容の概要につきましては **■開催プログラムの項**をご確認ください。

開催日	2019年7月18日(木) 13時~16時45分 (受付開始: 12時30分)
会場	港区立商工会館 2階 研修室
住所	東京都港区海岸1-4-28 ※最寄りのJR浜松町駅南口から徒歩、約7分
講師	国立がん研究センター東病院 放射線技術部長 村松 禎久 (工学博士) 中央医療技術専門学校 専任講師 中島 正弘 (診療放射線学修士)
定員	70名 ※ 定員に達し次第、お申し込みを締め切らせていただきます。
受講料	1名につき 14,000円 (テキスト代 消費税含む、飲み物付)

■開催プログラム

- 開会挨拶 13:00
- 講義
 - ※中島講師 13:05~14:30
 1. 放射線とは
 2. X線の発生方法
 3. X線と物質の相互作用
 4. X線の計測
 - ・質疑応答〈休憩 10分〉
 - ※村松講師 14:40~16:30
 5. X線異物検査装置の漏えい
 6. X線の人体に与える影響
 - 〈休憩 10分〉
 7. X線の防護と管理/関係法令
 - ・質疑応答
- 修了証発行 16:30~16:40



注1: 時間割は進行に合わせて適宜変更になる場合があります。

注2: 個別検査機器の取扱い方法は含まれておりません。

注3: スマホ等のQRコードが読める端末をお持ちの方はご用意ください。講義内で使用いたします。

注4: 会場を含む建屋内、建屋周辺、路上等は禁煙となっておりますので喫煙は出来ません。

企画・主催 (一社) 日本検査機器工業会 <http://www.jima.jp>

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-2-5

問合わせ先 事務局: 高杉 Tel: 03-3288-5080

